

明治期以降の松江城の変容とその後の復旧・復元

－「史跡松江城保存活用計画」が果たす役割－

錦織 慶樹（松江市歴史まちづくり部 まちづくり文化財課）

1. はじめに

(1) 松江市の概要

松江市は、北は日本海、東は中海、南は中国山地に囲まれ、中央には宍道湖が水をたたえる風光明媚な山陰最大の人口を擁する都市である。宍道湖から中海に注ぐ大橋川によって松江の市街地は橋南と橋北に2分されていて、史跡松江城は橋北に位置している。市域は東西41km、南北31kmで、面積は572.99km²、人口は202,295人（2019.7月末）で、財政規模としては、平成30年度の一般会計歳出総額が、約976億円、そのうち文化財関連の歳出総額が、約6億2,000万円である。

歴史的には、橋南に弥生時代の遺跡である田和山



図1 松江城とその周辺

遺跡が所在しており、奈良時代には国庁や国分寺が置かれ古代出雲の中心地として栄えていた。

松江市という地名の由来は、慶長16年（1611）堀尾氏が亀田山に城を築き、白濁・末次の二郷を併せて松江と称したことにはじまる。明治4年（1871）廃藩置県によって県庁が置かれ、同22年（1889）4月市制を施行し、その後、昭和9年から35年にかけて周辺の村を合併、そして平成17年3月31日に八束郡7町村と合併し、さらに平成23年8月1日に八束郡東出雲町を合併して現在の市域になった。これらの合併によって、平成24年には特例市、平成30年には中核市に移行した。

2. 史跡松江城保存活用計画策定の経緯

松江市は、松江城の歴史的景観や本質的価値の向上を図るため、平成5年11月に「史跡松江城環境整備指針」（以下、「環境整備指針」という）を策定して、櫓の復元や遺構の平面表示、石垣修理等の整備に取り組んだ。

しかし、「環境整備指針」策定以降、25年以上が経過し、その間、植生の取扱いが明確に規定されていなかったため、成長した樹木が石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼし、天守の眺望を遮るようになった。また、ランダムに受け入れた記念植樹や公園整備として植えた修景樹が、江戸時代から残る植生にも影響するなど、樹木の保護と整理が大きな課題となった。

更に、城内の私有地の公有地化が進む中で、その後の活用、それに伴う市道城山線の取扱いなども直

近の課題となってきた。加えて、数年前から指摘されるようになった二之丸の排水機能の脆弱性や、夜間の城内利用者のための照明設備の不足の問題、現県庁が所在する三之丸、及び周辺地の今後の取扱い等々、新たに発生した問題や「環境整備指針」策定後も未解決になっている課題も解決が求められていた。

なお、松江城天守は、昭和の大修理以降、60年以上が経過し、平成12年（2000）の鳥取県西部地震の被害も受けているため建造物としての耐震性能や、経年による傷みの状況を確認し、適切な修理時期を把握する必要がある。そのため、この「史跡松江城保存活用計画」（以下、「保存活用計画」という）に先行して平成25年度には、「重要文化財松江城天守保存活用計画」を策定して、現在、両計画に則って、天守の耐震補強の実施や史跡内の石垣の保存修理や夜間照明設備の整備、本丸のイヌツゲの撤去と排水路の整備、一部の記念植樹の城外移動などの事業を実施している。

3. 史跡松江城の概要

(1) 史跡松江城の概要

松江城は標高29mの亀田山に築城された平山城である。この松江城と城下町を建設したのが堀尾氏で、堀尾氏は、出雲・隠岐両国24万石（23万5千石とする史料もある）の藩主として慶長5年（1600）に月山富田城に入城した。その後、領国支配に適する城下町を建設するため、領国内での立地や広さ、物資輸送などの条件が整っていたこの地を城地を選び、慶長16年（1611）から5カ年をかけて城下町を完成させた。この松江城と城下町を中心に堀尾氏3代、京極氏1代、松平氏10代の治世が行われた。

(2) 陸軍省所管期の変容（明治4年～明治22年）

明治維新を迎え明治2年（1869）の版籍奉還後、10代松平定安が松江知藩事に任命され松江藩庁を開庁した。松江藩庁は、現県庁のある三之丸を使用し、私邸は旧家老屋敷（乙部・朝日邸、子女は有澤邸）を充てた。明治4年（1871）廃藩置県と松江城廃城

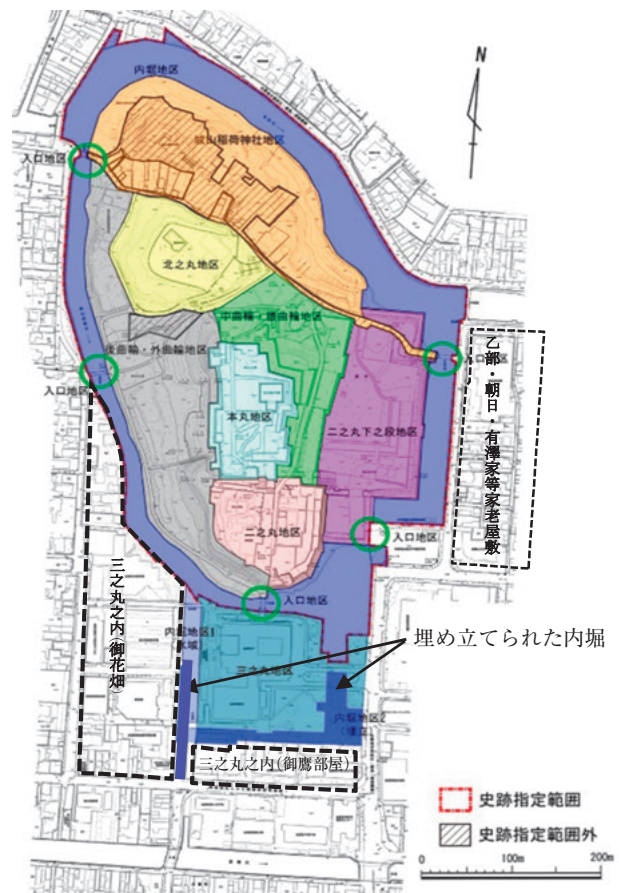


図2 史跡松江城地区区分図

が決定すると、松江藩は松江県と改称した。同年から松江城の殆どは陸軍省所管になり、明治8年（1875）に城内の諸建物、附属物は入札にかけられ取り払われた。天守も、売却される予定だったが、元松江藩士らの活躍によって存置することになった。

このときに、諸建物は失ったものの現在の松江城の本質的価値である天守や石垣、各曲輪、土塁、造成地形、地下遺構、堀、近世からの植生は、幸いに残され、この後も、これらの本質的価値は幾分か改変を受けるものの現在まで継承されていく。

なお、この松江城の諸建物が取り払われる前の明治6年（1873）、陸軍省長官宛に博覧会開催の申請が出され、櫓などでも工業製品などが展示され、天守も公開された¹⁾。これが、諸建物が取り払われる前の、最後の活用となった。その後、陸軍省は明治20年（1887）に城地の管理を島根県に移管したのち、

旧藩主松平家に有償で譲渡する。その間の活用は表1のとおりである。

また、表3にあるとおり、三之丸之内（御花畑）には明治11年（1878）11月に松江監獄署が置かれたが、これが新設建物の初現である。監獄署は、昭和41年（1966）、西川津に移転が完了するまで、牢獄及び懲役場として使用されたため、藩主の子息、息女の御殿が所在し、御花畑といわれたこの地区の歴史的景観は、この間に全く失われた。

次に建てられた建物は、島根県庁である。初代県庁は、三之丸之内（御鷹部屋）の松平直応^{なおたか}邸を使用した^が、手狭なため明治12年（1879）に現地に建て替えられ、三之丸地区に新庁舎が建てられる明治42年（1909）まで使用された。

その他、この時期には、二之丸下之段地区を中心に運動場的に整備され、盛んに活用された。また、

明治21年（1888）には、青銅製の西南の役戦死者慰霊碑が二之丸地区に設置されたが、本丸内に移設したり金属供出で一部撤去された後に、平成3年石碑のみが二之丸地区に再移設された。

（3）松平家所有期の変容（明治23年～昭和2年）

明治23年（1890）、本丸を中心とする一帯と三之丸地区は陸軍省から4,500円で旧藩主松平家に払い下げられた。松平家は城山事務所を開設し、天守には看守を配置し、公園には園丁を置いた。当時の新聞記事から天守は1銭の登閣料を取って一般開放したことが分かる。また、城地に桜を植えるなど公園としての整備を行ったので、花の時期には多くの市民が来遊した。なお、かつては二之丸地区に茶店が数軒あって、これらは、明治21年（1888）4月頃に設置が始まり、更に翌22年6月3日の山陰新聞記事に「城山二松亭で、市会議員の懇親会が開かれる」とあるので、茶店は、陸軍省所管期に建てられ始めて、松平家所有期に利用客が増え、定着していったものと思われる。これらの茶店は、徐々に撤去されたが、全ての撤去が完了したのは平成6年度（1994）になってからである。

松平家は、昭和2年（1927）に天守の所在する一帯を松江市に、三之丸地区及び三之丸之内（御鷹部屋）を島根県に無償譲渡した。その時に、天守に展示されていた松平家の宝物類及び歴史史料は、合わせて松江市に寄託された。この時期の活用の歴史については、表2に示す通りである。

また、公共性の強い各施設の建設（表3参照）もこの時期から松平氏の許可を得て進められた。明治28年（1885）、市内に電気を供給するため後曲輪（椿谷）に「火力発電所」と「松江電燈株式会社」が、建設され、松江城の後曲輪・外曲輪地区で採掘された石炭²⁾を燃料に使用していたとも云われている。しかし、この施設は煙が多く出ることや工場騒音が大きいため苦情が多く、また、行啓の御旅館の建設予定地にも近いことから、明治34年（1901）に、本社を南田町に、翌年、発電所も同地に移転撤去された。

表1 陸軍省所管期の城内の活用

期 間	内 容	出 典
明治4年	松江藩より廃城の伺いが太政官に提出される	「太政類典」
明治6年	9月松江城を借用し勲業品展覧会を行う30日間	「松江市誌」 昭和16年松江市
明治15年9月	旧城内に陸軍分営を設置のため、城内の宅地を買収の報道	山陰新聞
明治18年11月4日	広島鎮台第11連隊古志原、上乃木で対抗演習、松江城を陣地とする演習。	山陰新聞
明治19年2月27日	二之丸跡芝地で松江中学・師範学校運動会	山陰新聞
3月20日	二之丸跡で松江中学・師範学校第二回運動会	
5月3日	市内各小学校、二之丸米蔵跡で連合運動会	
11月中旬	陸軍の演習で松江城が陣地	
明治20年4月2日	亀田城、この度鎮台から本県に引き渡しにつき、城内の荒廃を伝える。	山陰新聞
4月6日	城地の県へ引き渡すと同じ以前に番人廃止、旧城内を公園地とする噂、いよいよ確定せし趣で、城内の作付等を取り払うことになりしと	
明治21年4月13日	先月24日以来、天守閣縦覧者1,600余名。寄付金20円の記事	山陰新聞
4月17日	城内二之丸、本丸に飯屋を建て飲食に供する許可が10人ばかりに出される二之丸での相撲興行、浄瑠璃奉納、馬会開催等の記事	
5月～10月	天守一般開放の記事（登閣者の人数等）	
明治22年8月6日	天守閣の人数と収入の記事有。1～4月まで毎月4千人で40円など	山陰新聞
8月28日	松江にホテルを設置する候補地に城山その他を挙げる	
10月9日	松平直亮氏が旧松江城の払下げを誓願 来14～15日に軍吏の検査	
11月6日	城山天守閣の閉鎖	

その後、行啓の御旅館は、二之丸地区に明治36年(1903)「松江物産共進所」として建設され、後に興雲閣と命名されて、昭和44年(1969)に県指定有形文化財に指定された。また、明治32年(1899)には、二之丸地区に東照宮と楽山神社を合祀した松江神社が移築され、同年10月には、二之丸下之段に、三之丸から移築した私立松江図書館が建てられた。更に、明治44年(1911)に二之丸下之段地区に武徳殿や翌年に山陰鉄道連絡記念物産共進会主会場も建てら

表2 松平家所有期の活用

期 間	内 容	出 典
明治23年3月19日	亀田城(松江城)が旧藩主松平家に4,500円で払下げの報道。この年の4月から、松平家の城山事務所が設置される。	山陰新聞
明治25年4月24日	生馬尋常小学校生徒一同、城内の桜を一覧し、菅田庵で運動会を行う。	
5月7日	松江祭の計画について、城山公園に楽山神社を遷座する。祭日には、城山で相撲、弓馬の大会を催すなど。	
5月11日	福岡世徳市長から天守閣を日本の美術として保存したいとの演説。	
8月6日	天守閣崩壊。過日の暴風雨のため天守閣東南隅の屋根5～6間の崩壊を発生する。	山陰新聞
8月25日	松江城天守旧観が徐々に破壊されることに悲しむ。修繕して共進会講と美術品展覧所、農産品、工芸品の共進会場に充てること。	
9月20日	9月20日には天守閣修繕見積りに疑義提出。(天守修繕は明治27年に実施され、この時、ガラス窓に改変)	
明治44年5月16日	城山において島根県子供博覧会開催。	「松江市誌」平成元年松江市
11月9日	来年5月城山で開催の物産共進会は、二之丸練兵場内、武徳殿前に建設予定で10間に34間の武徳殿式平屋造りの建坪で、目下市役所で設計。工費7千円の見込み	松陽新聞
明治45年5月20日	松江物産共進会についての記事。本日開会式を興雲閣で挙行。陳列本館は、武徳殿前の本館で、昨年12月7日竣工、4月30日竣工。欧州古代のルネッサンス様式で、広壮且つ優雅。面積371坪。工費6,880円。玄関入口は正面。美術館は、興雲閣と白潟尋常小学校。	山陰新聞
昭和2年10月	松平直政公銅像除幕式(本丸)	
12月7日施行	松平家から市に城山千鳥遊園地一帯の寄付を受けたことについて願書条件の通り、従来の天守看守3名、園丁1名を採用	松江市公文書
昭和3年7月4日施行	天守登閣者心得制定の件:天守閣入口揭示板に表示。従来の内規や規程を廃止。(内容登閣時間、火器携行禁止、喫煙飲食の禁、備付け草履使用、券売者の手数料は1割当時登閣料は10銭)	松江市公文書
7月	松江城山を城山公園と名付ける	「松江市観光白書」資料編
昭和3年6月20日決裁	松平家からの城山一帯の寄付に伴い松江市公園使用料条例及公園管理規則制定	
6月30日施行	松江市公園供用開始命名告示の件	松江市公文書
7月14日施行	天守閣内陳列品保管書の件:寄託目録52点	

れ、大正3年(1914)頃には、城山二之丸運動場(二之丸下之段地区)も整備された。このように明治・大正期の松江城は、「城山千鳥遊園地」と呼ばれ、総合運動公園・文教地区的な公園として整備されていた。

(4) 松江市所有期の変容(昭和3年～現在)

① 本多静六の設計に伴う整備

昭和2年(1927)12月に、松江市は松平家から「城山千鳥遊園地」一帯の寄付を受けた。そのため翌昭和3年には、「天守登閣者心得」を制定、「松江市公園使用料条例及公園管理規則」を制定し、管理・活用をスタートさせた。また、天守内陳列品についても寄託を受け、継続して展示を行った。

更に、計画的に整備を行うため、当時、公園整備計画及び設計の第一人者 林学博士 本多静六博士に

表3 陸軍省所管期と松平家所有期に設置された施設

番号	施設の名称	設置年	設置された地区	撤去または移設年	出 典
1	鳥根県庁	明治5年～明治12年	初代県庁は、明治5～12年まで三之丸之内(御鷹部屋)の松平直成邸を使用。明治12年～同42年に同地区に新築。	現存。明治42年に三之丸地区に移転新築。現在5代目で昭和34年竣工	松江城三之丸跡松江城下町遺跡(跡町)28鳥根県庁改修工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書 2015鳥根県教育委員会
2	松江監獄署	明治11年11月	三之丸之内(御花畑)	移設。昭和41年	同上
3	城山二之丸運動場	明治19年頃	二之丸地区・二之丸下之段地区	移設。大正5年以降	松陽新聞、山陰新聞
4	西南の役敵死者慰霊碑	明治21年	二之丸地区	現存。明治36年移設。その後、復旧。	山陰新聞
5	茶店	明治22年6月16日に城山二松亭の新聞記事	二之丸地区	撤去。昭和48年及び平成4～6年	「史跡松江城環境整備指針JH5史跡松江城整備検討委員会、松江市公文書
6	松江電燈株式会社	明治28年4月	後曲輪・外曲輪地区(昭和46年「電気発祥の地」の記念碑設置、現存)	移設。明治34及び明治35年	「松江市誌」平成元4月松江市、「松江市誌」昭和16年松江市
7	松江神社	明治32年	二之丸地区	現存。明治31年楽山神社と東照宮を合祀して現在地に移築	岡崎雄二郎他「松江東照宮と圓流寺伝来の石造物について」松江神社、圓流寺、新瀨寺に所在する石造物」松江歴史叢書2 2010.3 松江市教育委員会
8	私立松江図書館(松江市に所管替、その後鳥根県に所管替)	明治32年10月設置	三之丸地区から二之丸下之段地区に移築、三之丸之内(御花畑)に新築	移設。昭和21.10に移築。昭和43新築	「松江市誌」平成元年4月松江市
9	興雲閣	明治36年9月	二之丸地区	現存(昭和44年2月18日鳥根県有形文化財指定)	新庄正典「興雲閣の沿革」松江市歴史叢書3 2010.3 松江市教育委員会
10	積上道路	明治40年	二之丸下之段地区	撤去。昭和12年7月31日	松江市公文書
11	日本赤十字社鳥根県支部	大正13年	三之丸之内(御鷹部屋)から三之丸之内(御花畑)に移転新築	現存。昭和43年に現在地に移築。	「日本赤十字社鳥根県支部百年史」日本赤十字社鳥根県支部編 平成2年
12	松江城碑	明治43年5月5日	本丸地区	現存。二之丸下之段地区の馬溜に移設	山陰新聞
13	武徳殿	明治44年	二之丸下之段地区	移設。昭和48年10月	松江市公文書
14	山陰鉄道連絡記念物産共進会主会場	明治45年4月30日	主会場は、本丸・二之丸・二之丸下之段の各地区	撤去	松陽新聞、山陰新聞
15	警察官鎮魂碑	大正13年10月	二之丸下之段地区	現存	碑文

※網掛けは、未指定の三之丸・三之丸之内(御花畑)・三之丸之内(御鷹部屋)

整備計画の策定を依頼した。本多静六は、昭和4年（1929）12月に、新聞紙上でパブリックコメントを募集した後に、「松江市城山公園改造計画設計案」を作成した。勿論、その計画案の中には、パブリックコメントも採用しており、採択しなかった意見についても、計画書案の中で不採択の理由を説明している。

松江城の整備は、その計画に基づいてスタートした。図5がその計画図面であるが、この中で動物園は予定地を変更して二之丸地区に設置され、大弓場とテニスコートも変更して運動場予定地の二之丸下之段に設置された。角力場は、梅桃林の南側に設置された。また、計画にはなかったが、動物園予定地と桃梅林地に幼児遊園地も設置されたが、後に、整備の方向性が運動施設の充実に向かうに従い撤去され、そこには屋外バレーコートが設置された。

なお、本丸には芝生を植えることと園路には街路

樹風にサクラを植樹することも提案されている。ただし、注意書きとして、サクラは樹勢保護のため間隔を十分に空けることと管理の重要性を記している。

更に、各施設の有機的な活用を図るため自動車用道路の設置も計画された。この自動車用道路のうち、図で緑に色付けした道路は、藩政期からの通用路をそのまま利用したものだが、オレンジ色の道路は、藩政期の通用路を一部利用し、石垣を埋めて延長して、二之丸までの道路としている。

本多静六が、計画の中で撤去すべきとした施設は、大手前から二之丸までの、行啓の馬車道として積み上げられた道路（図3）で、松江城の景観に相応しくないとしている。また、二之丸の石垣の直上と本丸一ノ門前の枡形に茶店（図4）が立ち並んでいるのも、公共的な公園の展望地を私的な店が独占するのは良くない事としている。

この中で積上げ道路は、昭和13年（1938）に神国



図3 行啓用に二之丸まで積み上げられた道路（明治40年）松江市史 別編1 松江城より



図4 二之丸の石垣上の茶店と石垣の崩落（平成5年）



図5 本多静六設計の松江城山公園設計図

大博覧会を開催するために盛土が撤去された。その盛土は大手前の凹状地の埋め立てに使用され、未だに原状復帰がなされていない。なお、神国大博覧会については、支那事変の勃発や、その後の太平洋戦争へ向かう緊迫した状況から開催されず、松江城の整備事業も、一部建物疎開と畑地化があっただけで、終戦まで実施されていない。

また、茶店については、2度の失火があったことで天守への類焼を危惧する意見や、石垣の上に建っているため石垣の保存修理に支障があることが懸念されていたが、便益的な機能もあることや営業権の問題から、なかなか撤去に至らなかった。

更に、計画にはあったが、設置されなかった施設も多く、それについては、図5の図面の内、北から大人遊船場・児童遊船場・公園艇庫・新設橋（甲）・器械運動場・運動場・スタンドがある。器械運動場・運動場・スタンドを設置しなかったのは、当時、この場所に明治44年（1911）に建設した武術の鍛錬場である武徳殿が既に存在したことや、松江市立図書館（のち県に移管）、鳥根県自治会館、青年新聞社などの諸施設の建設予定地とすることが優先されたからである。

また、北之丸地区には、戦没者を慰霊するため招魂社（後の松江護国神社）の建設計画が浮上したため、昭和7年（1932）に本多静六の計画通りに設置されたテニスコート2面は、二之丸下之段地区に移設している。

これらの本多静六の計画による整備事業は、戦後の昭和20年代まで積極的に実施された。

なお、本多静六の設計案を基本にして、当時の松江市が設置した諸施設の昭和40年代の状況については、図6に示すが、この中で新設橋（其一）だけが設置されなかった。

松江城は、昭和9年（1934）に国の史蹟に指定されるが、この時期は本来の城郭史跡としての価値の拡充を目指すよりも、総合運動公園に変貌していった時期といえる。

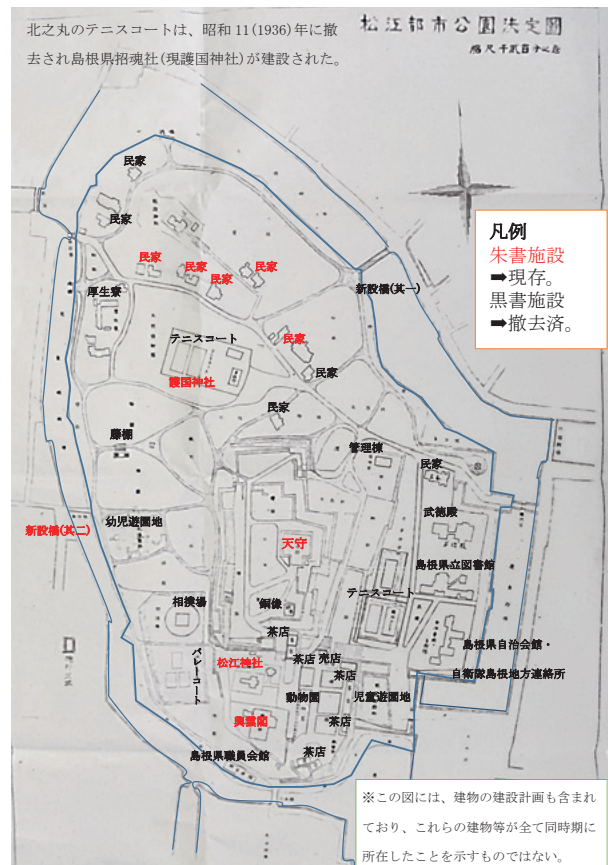


図6 明治末～昭和40年代までに設置された各施設

②天守の全解体修理とその後の整備－文化財保護委員会の現地指導を契機として－

松江城天守の全解体修理は、昭和25年（1950）～昭和30年（1955）の5ヵ年をかけて実施された。この間、昭和26年（1951）に文化庁の前身である文化財保護委員会の現地指導を受けた。

このときの指導内容は、

1. 史跡松江城の面目を保持すること
 2. 原状復帰については、出来る限り速やかに着手し、天守の修理竣工までに全部完了すること
- という厳しい内容で、当然その中に遊園地や各スポーツ施設、武徳殿や図書館などの県関係施設の城外移転も含まれていた。それを受けて松江市は、昭和27年（1952）に松江市以外の施設所有団体に移転の申し入れを行ったが、当然のことながら、簡単に移転撤去が出来るはずもなく、天守修理竣工後の昭和31年（1956）に、移転撤去の延期願いを文化財保護委員会に提出した。それに対して、文化財保護委

員会は、更に、厳しく延期する理由の詳細な説明を求めていて、松江市のより具体的な移転撤去計画の提出が必要になった。

この移転問題を打開できたのは、三之丸之内（御花畑）のほぼ全域を占めていた松江監獄署の移転が、昭和33年（1958）に決定したことを第一に挙げなければならない。この松江城南西の広大な県有地が、更地になることで、その利活用について、鳥根県は県庁周辺整備計画委員会を立ち上げて、県庁周辺整備計画を策定した。

松江監獄署が昭和41年（1966）に移転すると、県庁周辺整備計画に基づいて、次々に武徳殿、県立図書館等の県関係施設が移転撤去されていく（表4参照）。

文化財保護委員会の指導も踏まえ、松江市もそれに合わせて、史跡松江城が本来あるべき姿に戻すため、昭和45年度（1970）に「史跡松江城環境整備5カ年計画」を定めて文化庁に提出した。実際の事業は、昭和47年（1972）からの実施が認められ、このときに始めて発掘調査に基づく本格的な整備がスタートした。昭和47年から昭和51年までの5年間に、本丸・二之丸・二之丸下之段の発掘調査を実施し、その成果に基づいた遺構平面表示と本丸、腰曲輪等の石垣修理などの整備が行われ、茶店2軒の移転撤去、民家4軒の移転撤去、内堀の浚渫、園路の整備・植栽等などの環境整備を行った。

③史跡松江城環境整備指針に基づく整備

松江市教育委員会は、平成3年に史跡松江城整備検討委員会（以下、「検討委員会」という）を設置し、平成5年11月には史跡松江城環境整備指針（以下、「環境整備指針」という）としてまとめた。この指針に定める主な方針は、

1. 史跡松江城を最も好ましい状態で保存、かつ公開・活用する
2. 文化財保護と都市計画が一体となった環境づくり
3. 史跡としての価値を引き出し高める
4. 遺構自体の復元と風景、雰囲気、物語性の復元

表4 松平家所有期と松江市所有期に設置され撤去された施設

番号	施設名称	設置年	設置された地区	撤去または移設年	出典
1	松平直政銅像	昭和2年10月7日	本丸地区	移設。昭和18年11月に金属供出、台座を平成5年城外撤出。平成21年三之丸地区の堀の埋立地に再設置	「松江市誌」平成元年松江市政
2	岡崎運兵衛銅像	昭和5年設置。昭和38年再設置	二之丸地区	移設。平成5年以降に北公園に	「松江市誌」昭和16年松江市
3	NHKラジオ塔	昭和7年	二之丸地区	移設。平成6年	松江市政文書
4	テニスコート	昭和7年6月25日	北之丸地区	移設。昭和11年	松江市政文書
		昭和24年4月30日	二之丸下之段地区	移設。昭和50年迄に	
5	馬洗い池～二之丸地区までの園路	昭和12年8月31日	中曲輪・腰曲輪地区	現存(現在、管理、防火・防災用道路)	松江市政文書
6	松江護国神社	昭和13年10月15日	北之丸地区	現存	「松江市誌」平成元年松江市、松江市政文書
7	鳥根自治会館(県町村会)	昭和21年	二之丸下之段地区	移設。昭和36年か	「松江市誌」平成元年松江市(付録。松江市年表)
8	援護寮(城山寮、厚生寮)	昭和23年3月	後曲輪・外曲輪地区	移設。平成4年3月	「史跡松江城環境整備指針」平成5年。史跡松江城整備検討委員会
9	弓道場	昭和23年	二之丸下之段地区	移設。昭和45年	「史跡松江城環境整備指針」平成5年。史跡松江城整備検討委員会
10	バレーコート	昭和24年完成。昭和26年改修増設	後曲輪・外曲輪地区	移設。昭和42年廃止。昭和44年	松江市政文書
11	鳥根県職員会館(鳥根県職員組合)	昭和24年	後曲輪・外曲輪地区から三之丸之内(御花畑)に新築。	移設。平成7年1月撤去。平成2年新築。	松江市政文書
12	松江市警察署	昭和24年10月	三之丸の南東側の堀を埋め立てて建設	撤去。昭和40年12月まで消防署として活用	松江市政文書
13	三之丸内堀埋立		三之丸地区	現存。昭和24年。松江警察署建設のため	松江市政文書
14	椿谷公園(幼児遊園地)	昭和25年7月18日	後曲輪・外曲輪地区	撤去。昭和42年頃か?	松江市政文書
15	児童遊園地	昭和26年(現状変更申請)	二之丸下之段地区(馬溜・犬手前)	撤去。時期不詳	松江市政文書
16	自衛隊鳥根地方連絡所	昭和31年8月1日?	二之丸下之段地区	撤去	松江市政文書、「松江市誌」平成元年松江市
17	県立博物館	昭和33年	三之丸之内(御鷹部屋)	現存(平成23年に鳥根県公文書センター・竹島資料館に機能変更)	中野茂夫「近現代松江の官庁街形成史」公益社団法人日本都市計画学会。都市計画論文集 Vol.47 No.3
18	青年新聞社		二之丸下之段地区	撤去。昭和32年2月	松江市政文書
19	本丸多聞櫓	昭和35年11月5日	本丸地区	現存	「松江市誌」平成元年松江市(付録。松江市年表)
20	鳥根県立図書館	昭和42年10月	三之丸之内(御花畑)	現存	中野茂夫「近現代松江の官庁街形成史」公益社団法人日本都市計画学会。都市計画論文集 Vol.47 No.3
21	城山公園管理事務所	昭和45年1月改築	本丸地区	現存	松江市政文書
22	県立武道館	昭和45年	三之丸之内(御花畑)	現存	中野茂夫「近現代松江の官庁街形成史」公益社団法人日本都市計画学会。都市計画論文集 Vol.47 No.3
23	動物園(鳥小屋、猿小屋)	昭和48年以前	二之丸地区	移設。撤去。平成4年6月	「史跡松江城環境整備指針」第5分冊環境整備。2001.3松江市教育委員会、松江市公文書
24	入場料金徴収所	昭和58年9月	本丸地区(天守地階)	現存	松江市政文書
25	椿谷公園作業員詰所・倉庫	昭和62年	後曲輪・外曲輪地区	現存	松江市政文書

※網掛けは、未指定の三之丸・三之丸之内(御花畑)・三之丸之内(御鷹部屋)

5. 公園の機能の充実

であった。

史跡城郭の本質的価値を復元する取り組みは、昭和45年（1970）の「史跡松江城環境整備5カ年計画」に始まり、平成5年（1993）の「環境整備指針」の策定と、それに伴う整備事業の実施で、総合運動公園の城郭史跡からようやく脱却したと言える。

なお、南櫓、中櫓、太鼓櫓と瓦塀は、発掘調査や史料調査だけではなく、それらをもとに研究者たちの検討を踏まえて復元が実現された。

4. 現在の構成要素と今後の課題

(1) 史跡松江城の構成要素

史跡松江城の構成要素の中には、本質的価値を有するものとそれ以外の要素があるが、本質的価値を有するのは、「保存活用計画」にあるとおり近世から厳然と残る遺構が挙げられる。その内訳は、天守・石垣・縄張・堀・地下遺構・近世から続く植生である。それ以外は、近代以降に設置された施設等であるが、その中には、

1. 松江城とは直接関係ないものの松江藩や松平家と関わりの深いもの（松江神社）
2. 松江市の近代化の歴史の中で、重要な役割（興雲閣）やその記念となるもの（皇太子御手植えの松等）
3. 確かな資料等によって復元されたもの（南櫓、中櫓、太鼓櫓）
4. 発掘調査の成果を活かして遺構を平面表示したり上屋を復元風に建てて便益施設として利用しているもの
5. 史跡松江城を管理・活用するために設置されたもの
6. 防災上の目的で設置されたもの
7. 公園的な目的で設置、若しくは植栽されたもの
8. 記念碑や記念植樹
9. 宗教施設（護国神社）や個人住宅

などがあり、これらの中には早い段階で撤去すべきものと条件が整い次第、撤去すべきもの、枯死するまで現地で保存するものが含まれている。

(2) 近代以降の変容と構成要素の位置づけ

松平家所有期に史跡松江城の中に様々な施設が設置されたことは既に述べた。その中で、多くの施設が撤去又は移設されたが、興雲閣や松江神社、護国神社や図6で現存するものとして朱書きで示した本

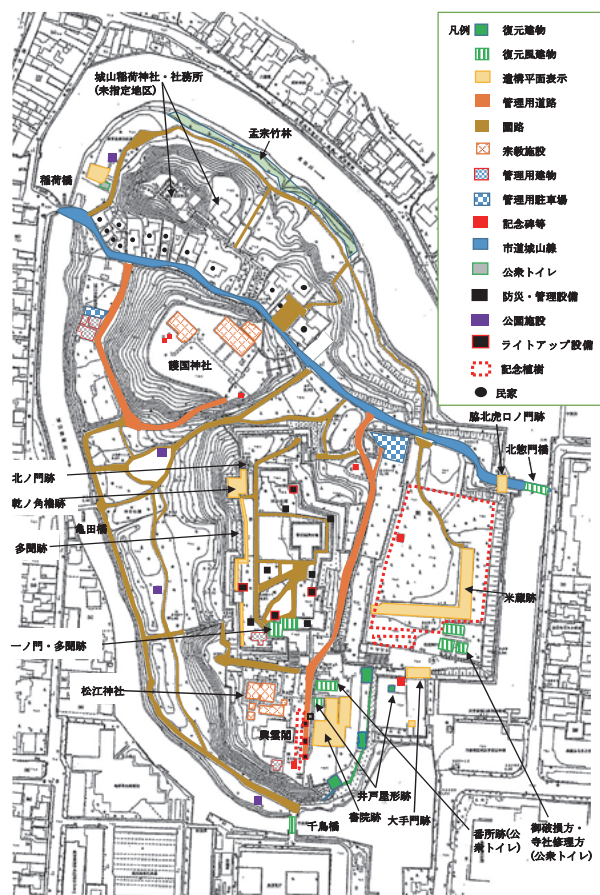


図7 現在の松江城の構成要素

多静六の遺構は、今もなお活用されている。

・興雲閣

島根・鳥取両県は、天皇陛下の行啓を待ち望んでいたが、中々実現せず明治末になって、やっと実現の見通しとなった。そのため両県は、行啓の宿泊施設である御旅館の建設を急いだ。そういった経緯で明治36年（1903）に完成したのが興雲閣の前身の松江市工芸品陳列所である。実際には、皇太子嘉仁親王が両県を巡幸されることが決定し、明治40年（1907）5月22日から25日まで宿泊された。

この松江市工芸品陳列所は、明治42年（1909）に松平直亮伯によって「興雲閣」と命名され、迎賓館や展覧会会場として使用され続けた。なお、ここには大韓帝国皇太子の李垠^{りぎん}が宿泊したり、乃木希典の歓迎会が催されたり、興雲閣の利活用の経歴の中に、松江市の発展の歴史を見ることができ、松江市にとって大変貴重な文化財建造物になっている。

・松江神社

明治10年(1877)、旧藩士たちによって楽山の地(西川津町)に松平直政を祀る楽山神社が建立され、明治31年(1898)に東照宮が合祀された。東照宮は、初代松江城城主堀尾忠晴が寛永5年(1628)に西尾町に建立した神社で、徳川家康を祀っている。その後、楽山神社は、翌明治32年(1899)に松江城二之丸地区に移され松江神社と改称した。また、松平直政が東照宮に寄進した慶安2年(1649)銘の鳥居などは、松江女子商の建設にともなって撤去され、昭和42年(1967)に現在地に移築されている。

こうしてみると、松江神社は、松江藩と松平家の重要な祭祀の場であり、藩政時代の東照宮の姿を窺い知れる唯一の遺構とも言え、松江藩の宗教政策を知る貴重な歴史的建造物と考えることができる。なお、昭和2年(1927)に松平家から松江市が城地の無償譲渡を受ける際の、12か条の条件の中に、松江神社周辺風致の保護と、神社への道路の確保が条件化されている。

・本多静六の遺構

昭和45年(1970)に策定した「史跡松江城環境整備5ヵ年計画」によって、松江城は総合運動公園的な性格から、史跡城郭としての価値を高める整備に転換した。そのため松江城は、かつて本多静六博士に設計を依頼して整備された遺構が、次第に取り除かれていった。そんな中で僅かに残っている遺構があるがそれは、

- ①椿谷といわれる後曲輪・外曲輪地区に植栽されたウメ、モモなどの公園的な樹木群(梅桃園・天然植物園其一、其二)と園路と亀田橋(新設橋乙)
- ②本丸の園路と街路樹風に植えられたサクラ
- ③馬洗池から二之丸地区に至る管理道としても利用される園路

である。これらについては、本多静六博士が関わりを持ったことを知る遺構として保存する必要がある。

・護国神社や記念碑、記念植樹、個人住宅

護国神社は、国家のために命をささげた英霊を祀るために昭和13年(1938)に建てられた。全国的にも旧城地を敷地に定めたものが多いが、今後、遺族が減少する中で、存続が危惧される護国神社も出てきている。松江城とは、関係性が殆どない神社であるが、設置された経緯や神社の果たす役割を考えると、容易に城外へ移転することはできない。そのため「保存活用計画」では、今後も維持・継承を図るとしているが、時代の変化とともに取り扱いを検討する必要があるとも記している。

記念碑は、今までに殆どの碑を城外に移してきた。二之丸地区や二之丸下之段地区にも一基ずつ残っており、早い段階で、城外若しくは関係施設に移す必要があるとしている。

記念植樹については、今までに広い城地があることと松江城がシンボリックな歴史遺産であるため必然的に多くを受け入れてきた。しかし、松江城の江戸時代には、そのときの植生が存在し、樹木は木植^{きなえ}方で管理されていた。当時の植生を知ることができるのが北之丸地区の斜面や後曲輪・外曲輪地区に残った樹木であるが、ランダムな記念植樹の受け入れは、本来の植生や地下遺構の破壊につながるだけでなく、取り扱いを間違えば、松江城の本質的な価値を阻害し、松江城の主役が何なのか、見えにくくする恐れがある。したがって、「保存活用計画」の中では、記念植樹は、今後受け付けないと記し、記念植樹が枯死しても更新しないとしている。

個人住宅は、早い段階で撤去を図り、跡地は史跡としての整備に取り掛かることが必要であるが、まず手始めに、史跡として追加指定を行い保護の措置を図っている。なお、城山稲荷神社は、松平直政建立で歴史は松江城と共にある。まだ、未指定であるが、今後、指定を図り社殿や敷地の保護を図る必要がある。

なお、松江城の中には、市道城山線と二之丸に続く管理用道路を兼ねた園路があるが、これらは防火・防災用道路として貴重な役割が与えられている。

5. まとめにかえて

陸軍省所管期の松江城は、殆どの建物が取り払われ、訓練などに利用された地区以外は荒廃したが、松平氏が買い戻してからは、天守を中心とする一帯が一般公開され、そのために茶店が建てられサクラやウメなどが修景的に植栽された。

その後、昭和2年に城地一帯が、寄付を受けて松江市所有になると、松江市は、本多静六博士に依頼して、改造計画を立てる。この計画は、総合運動公園的な内容の整備に加えて、動物園や植物園、遊園地も設置する計画で、実際にその通りに整備されていった。計画以外にも、図書館や武道館、新聞社などの建物も建てられていたため史跡城郭としての景観は、天守と石垣にのみ依存する状態だった。

しかし、松江市は、天守の大修理に伴う文化財保護委員会の強い指導を受けて、松江城が持つ特有の本質的価値の向上を目指す整備に転換を図っていった。その流れの中で、土地が無いため便宜的に建てられた施設が、城外に移され現在の姿に近づいていく。

ただし、整備方針の転換の中で、整理が必要だったのが、興雲閣や松江神社などの価値付けであった。興雲閣は、松江市の近代化のシンボリックな建物であり、松江神社は、松江藩の宗教政策を知る遺構として貴重であった。これらについては、「保存活用計

画」の中で、二之丸地区には、これらの建物が所在し、歴史の重層性を顕著に表す場として整備するとしている。

また、本多静六の計画に伴う整備については、昭和45年以降、次第に撤去されていったが、園路などが残されていて、これらについては本多静六の遺構として保存する価値があるとした。

このように松江城は、明治維新以降、様々な活用がなされる中で、変容していったが、これらの変容を松江城には元々はなかったものとして、全てを撤去してしまうことは、松江城の中に刻まれた近現代の発展の経過を示す遺構や復元不可能な遺構を失ってしまうとも考えられる。

そのため、「保存活用計画」では、象徴的に残された各建物や遺構も歴史の重層性と価値の多様性を示す遺構として保存・活用を図ると位置づけている。

【補註および参考文献】

- 1) 堀田浩之 2018『松江市史 別編1 松江城』松江市 pp.419-420
- 2) 三瓶良和 2019『松江市史 史料編1 自然環境』松江市 pp.254-256



図8 史跡松江城 平成29年(2017)3月南東から北西方向を撮影